

令和8年4月1日から

建築物における駐車施設の附置義務台数が変わります

共同住宅に荷さばきのための駐車施設が必要となります

- 床面積が2000㎡かつ50戸を超える共同住宅の新築をする場合
100戸あたり1台の荷さばきスペースが必要です

駐車施設の必要台数・区画の大きさの見直しを行いました

- 駐車施設の必要台数、車椅子利用者用駐車施設と荷さばきのための駐車施設の区画の大きさが変わります

駐車施設の必要台数

	現 行		改 正	
	駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	特定用途	150㎡ あたり1台	百貨店その他の店舗
非特定用途		300㎡ あたり1台	特定用途（百貨店その他の店舗 及び共同住宅を除く）	200㎡ あたり1台
周辺地区	特定用途	150㎡ あたり1台	共同住宅及び非特定用途	450㎡ あたり1台
			特定用途（共同住宅を除く）	200㎡ あたり1台

車椅子利用者用・荷さばきのための駐車施設の必要台数・区画の大きさ

	現 行	改 正
	車椅子利用者用 駐車施設	[必要台数] 附置義務のうち1台以上
[区画の大きさ] W3.5m D6m H規定なし		[区画の大きさ] W 3.5m D6m H2.3m
荷さばきのため の駐車施設	[区画の大きさ] W 3m D7.7m H3m	[区画の大きさ] W 3m D7.7m H3.2m

※令和8年9月30日までに着手する場合は現行の必要台数、区画の大きさでも可能です

既存駐車施設の廃止には届出が必要となります

- 既存の附置義務駐車施設を廃止した場合は10日以内に届け出が必要となります

長野市 駐車場附置

検索



長野市建築指導課 審査担当

TEL 026-224-5048

Mail shidou@city.nagano.lg.jp